

高額療養費の制度見直しについて

1. 高額療養費制度の概要

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限を超えて支払った額を払い戻す制度で、個人や世帯の所得に応じて上限額は区分されている。

2. 制度改正の概要

平成30年8月より国民健康保険法施行令の改正にもとづく、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額を変更する。

3. 制度改正の目的

能力に応じた負担を求めることにより、世代間の公平を図る。

4. 主な変更内容

- ① 70歳以上被保険者の自己負担限度額見直しについて（平成30年8月1日～）
 - (1) 現役並み所得者の区分を3区分に細分化するとともに、70歳以上の外来(個人)の限度額を撤廃する。

- ② 各種認定証等の様式変更について(平成30年7月2日以降発行分から順次変更)
 - (1) 限度額適用認定証(様式第一号の八)
 - (2) 限度額・標準負担額減額認定証(様式第一号の九)
 - (3) 特定疾病療養受療証(様式第一号の七)
 - 保険者の都道府県化に伴うもの。
 - タイトルの冒頭に「東京都」を付加。
 - 区市町村を「保険者」から「交付者」へ変更。

別紙『国民健康保険にご加入のみなさまへ』のとおり

5. 申請方法

従来どおり、該当世帯主あてに申請書を送付し、申請してもらう。

6. 周知の方法

区広報、ホームページの他、区内医療機関等にポスター配付する。

変更内容の比較

平成30年7月までの上限額 (70歳以上)				平成30年8月からの上限額 (70歳以上)			
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 (※2)>	現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円 (※2)>	
	課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円 (※2)>		Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円 (※2)>	
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円 (※2)>	一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円 (※2)>
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円	住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)(※3)		15,000円		Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)(※3)		15,000円

- (※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
 (※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
 (※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

国民健康保険にご加入のみなさまへ

平成30年7月から、限度額適用認定証の様式が変わります

東京都国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 交付年月日	
記号	番号
世帯主	住所 氏名
対象者	氏名 生年月日
見本	
発効期日	平成30年7月から 「東京都国民健康保険特定疾病療養受療証」 適用区分も併せて様式が変わります
長期入院該当	交付者印
保険者番号並びに交付者の名称及び印	品川区

平成30年8月から70歳以上の高額療養費の上限額が変わります

所得区分	課税所得Ⅱ・Ⅰの方は限度額適用認定証を新たに申請	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% (多数回 140,100円)	
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (多数回 93,000円)	
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円)	
一般 課税所得 145万円未満の方	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 (多数回 44,400円)
住民税非課税 Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

非課税Ⅱ・Ⅰをお持ちの方は期限までに郵送します

課税所得Ⅱ・Ⅰの方は限度額適用認定証を新たに申請

東京都国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限 交付年月日	
記号	番号
世帯主	住所 氏名
適用対象者	氏名 生年月日
見本	
発効期日	
適用区分	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	品川区

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

⇒平成30年8月から70歳以上の上限額(月ごと)が上の表のように変わります。あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

年収約370万円～1,160万円(課税所得145万円～689万円)の方は
ご注意ください!! ※年収は年金収入のみの方の金額

平成30年8月以降、ひとつの医療機関での支払が高額になる可能性がある方は必ず、国保・給付係の窓口にて、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。(ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。)